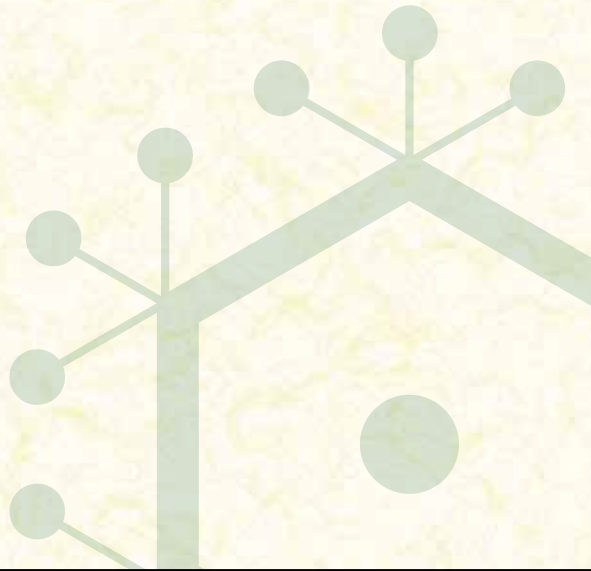




第6章

都市防災

- 1 都市防災の計画 60
- 2 防災都市づくり計画 60



6-1 都市防災の計画

本市では、地震や水害、火災などの様々な災害に備え、京都のまちの特性をいかしながら、道路、河川、下水道などの整備や、地震に備えて建物、橋、ライフラインの耐震化を進めています。

2011(平成23)年3月に発生した東日本大震災を教訓として、災害の被害を防ぐ「防災」の考え方や、災害の被害を減らす「減災」の考え方を併せた「ハード対策」と、避難場所の周知など、災害危機から「逃げる」ことを基本とする「ソフト対策」を講じていく必要があります。

このハード対策とソフト対策を総合的に推進することにより、災害に強いまちの形成を図ります。

また、被害を受けた場合においても、都市、人々の生活等を再生するために、地域社会の強いきずなを守りつつ迅速な復旧・復興を図ります。

6-2 防災都市づくり計画

本市では、大地震とこれに伴う火災の被害を最小限に抑え、日常生活における安心・安全を守るため、防災都市づくり計画を定めています。この計画は、「京都固有の歴史的な都市空間を継承しつつ、市民と行政との協働で災害に強いまちをつくる」ことを基本理念とし、総合的に防災対策を進めるための取組方針を示しています。

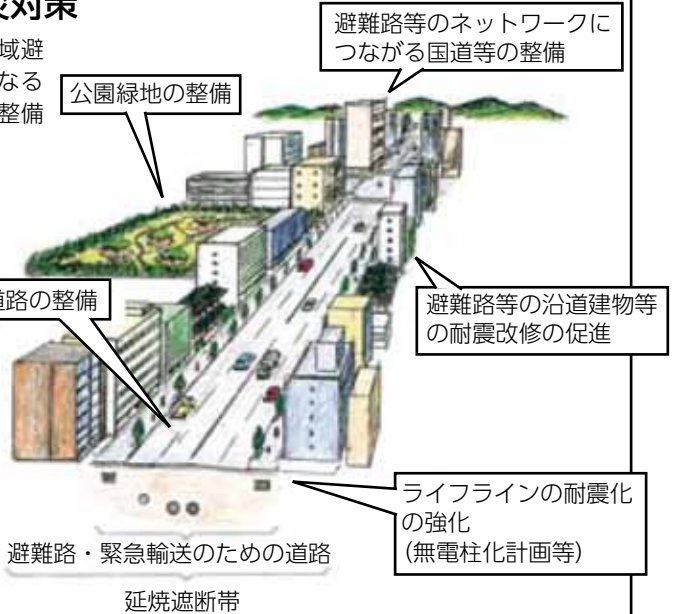
■ 防災都市づくりの基本的な考え方

- 1 歴史的な都市・建築ストックを継承した防災都市づくり
- 2 自助・共助・公助によるパートナーシップの防災都市づくり
- 3 都市の骨格となる都市防災施設の整備推進
- 4 ハードとソフトの相互補完による総合的な防災まちづくりの推進

■ 防災都市づくりの推進方策

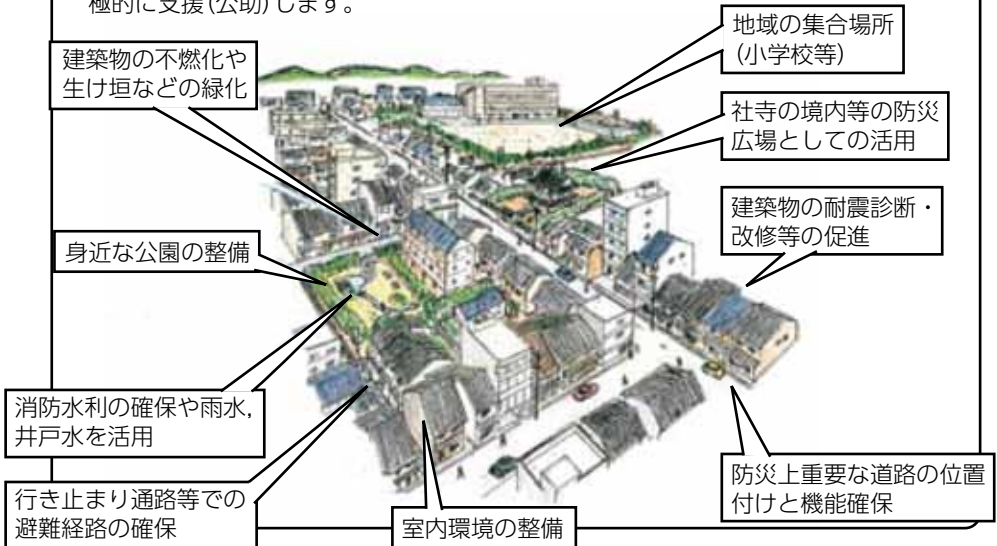
都市レベルの防災対策

広域的にみた避難路や広域避難地など、都市の骨組となる都市防災施設の体系的な整備を着実に進めます。



地区レベルの防災対策

都市の骨格となる都市防災施設の内部の生活圏域においては、自らの命は市民自らで守り(自助)、まちの安全はみんなで守る(共助)取組を進め、行政はこれを積極的に支援(公助)します。



防災都市づくり計画の関連計画

京都市地域防災計画

災害対策基本法に基づき、災害時の応急対策や災害に強いまちづくり対策及び原子力災害対策を定めた計画

都市レベルの計画

- いのちを守る橋りょう健全化プログラム
- 京都市水共生プラン
- 京都市緑の基本計画 等

地区レベルの計画

- 京都市建築物耐震改修促進計画
- 歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針
- 京都市細街路対策指針 等

■ 泉川流域の浸水状況



■ 京都日吉美山線の路肩崩壊



減災

災害を完全に封ずることができるという思想ではなく、災害時の被害を最小化する考え方。たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるような観点から、災害に備えること。